

各 位

2023年4月11日

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 此下 竜矢 (コード番号 5103 スタンダード市場) 問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼 最高財務責任者 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

シンガポールにおけるJTrust Asia Pte.Ltd.による Group Lease Holdings Pte.Ltd.に対する 損害賠償請求の判決について

JTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が当社持分法適用関連会社であるGroup Lease Holdings Pte.Ltd. (以下、GLH) に対して、シンガポール共和国の裁判所において損害賠償請求を提起しておりましたが、当該損害賠償請求の判決が下されたとの連絡を受けましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社持分法適用関連会社Group Lease PCL(以下、GL)の転換社債(合計2億1千万USドル・日本円約280億円、(第1回3千万USドル・日本円約40億円、第2回1億3千万USドル・日本円約173億円、第3回5千万USドル・日本円約66億円))を引き受ける等をしておりましたが、JTAは、GL及びGLH等が投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償を求めておりました。

当該請求につきましては、2020年10月7日付「シンガポールにおけるJTrust Asia Pte. Ltd. による Group Lease Holdings PTE. LTD. に対する民事訴訟の判決について」で公表しておりましたとおり、当該シンガポール共和国での損害賠償訴訟の判決は下され、当該シンガポール共和国での訴訟については終結に至っておりますが、JTAは、2021年8月17日付「シンガポールにおけるJTrust Asia Pte Ltdによる Group Lease Holdings Pte. Ltd. に対する損害賠償請求及び、暫定的資産凍結命令申立の提起について」にて公表しておりました通り、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万USドル (日本円で約165億円)の損害賠償を求め、シンガポール共和国において、GLH及び元取締役に対し、損害賠償請求及び、暫定的資産凍結命令申立請求を提起しておりました。

2. 訴訟を提起した相手側の概要

(1) 名称

JTrust Asia Pte. Ltd.

(2) 所在地

シンガポール共和国

(3)代表者の役職・氏名代表取締役社長 藤澤信義

3. 判決の内容及び損害賠償金額

(1) 訴えの内容

GLH他元取締役及び他4社に対し、JTAが行った投資(1億24百万USドル・日本円約165億円)に関する損害賠償を請求したものであります。

(2) 訴訟の目的の価額

1億24百万USドル (日本円で約165億円)

(3) 判決の内容

GLH他元取締役及び他4社に対し、124,474,854USドル(日本円で約165億円)及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドル(日本円で約300万円)の支払いを命じました。別途、GLH及び元取締役に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000SGドル(日本円で約90万円)の支払いが命じられております。なお、GLH及び元取締役に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。

4. 今後の見通し

今回初審での判決はGLH等に対して損害賠償の支払いが命じられておりますが、早急に判決内容の精査を進め控訴等適切に対応を進める予定です。また、損害賠償として支払が命じられた金額については、GLがJTAに対し発行した転換社債の第2回(1億30百万USドル。日本円で約173億円)に相当する内容でもあり、GLでは既に未払(負債)として計上済みであることから、財務的インパクトは限定的であると考えております。

一方、2021年8月17日付「シンガポールにおけるJTrust Asia Pte LtdによるGroup Lease Holdings Pte. Ltd. に対する損害賠償請求及び、暫定的資産凍結命令申立の提起について」にてお知らせしたとおり、JTAの損害賠償請求を担保するために、GLHは裁判所から1億3000万USドル(日本円で約173億円)までの資産について移転・処分を禁止する暫定的資産凍結命令を受けております。

しかしながら、GLHが保有する資産につきましては、GLによって当該資産凍結命令の発令前に貸付債権に対応する担保として既に登記して保全しているものも多く、上記の通り、当該判決に関わる転換社債についてはGLとして既に負債として計上しております。このため、当該判決による財務的インパクトは限定されると認識しておりますが、各国の法律専門家等との協議並びに、監査法人等とも協議し、この影響を精査して参ります。

公表すべき事項が生じました場合には改めてお知らせいたします。

以 上